

暮らしとお金の 耳より情報誌

2021年春号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

納税者である相続人数は 20 万人超で推移

平成 25 年度税制改正による相続税の基礎控除額の引下げ以来、全国の相続税課税割合は、それまでの 4% 台から一気に 8.0% になりました。国税庁の発表資料※から、令和元年分までの相続税の課税状況をみていきます。



相続税を納税する人は 25 万人台

改正法施行後、全国の相続税課税割合は 8% 台で推移しており、令和元年分は 8.3% になりました。前年の 8.5% から 0.2 ポイント減で、平成 23 年分以来 8 年ぶりの減少です。

右グラフは、相続税の納税者となった相続人数の推移です。平成 27 年分は 23.3 万人で、平成 26 年分に比べて 10 万人、率にして 75.2% の増加でした。その後も増加を続け、平成 30 年分には 25 万人を突破し、令和元年分も 25 万人台が続いています。

平成 27 年分以降、課税割合はそれまでの 2 倍程度で推移しています。高齢化の進展に伴い被相続人も増加を続けていることから、今後も相続に関係する人は増えるものと思われます。

相続税の納税者である相続人数の推移（人）



国税庁「令和元年分 相続税の申告実績の概要」等より作成

※国税庁「令和元年分 相続税の申告実績の概要」

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2020/sozoku_shinkoku/index.htm

相続税に関する不安等をお持ちの方は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

～2021年春号 目次～

納税者である相続人数は 20 万人超で推移 1	老朽化する賃貸マンションの相続 6
立て替えた葬儀費用と相続税 2	肥満型や痩せ型ではない健康体型を目指そう！ ... 8
自筆証書遺言の検認前の遺産分割協議 4	

立て替えた葬儀費用と相続税

相続人が立て替えた葬儀費用は、相続税を計算するときに相続財産から控除できるのでしょうか。葬儀費用の精算についてみていきましょう。

Question

父が亡くなった際に、子である私が喪主を務めました。参列者から香典も頂きましたが、葬儀社やお寺への支払い、香典返しなどに結構お金がかかり、私が立て替えています。これらの支払った費用は、父の相続財産から返してもらえるのでしょうか？

また、相続税を計算するとき、相続財産から控除してもらうことはできますか？

なお、私は日本国籍を有しており、かつ、日本国内に住所があります。

Answer

喪主が立て替えた葬儀費用については、**遺産分割協議を通じて香典や相続財産から精算**するのが一般的です。

また相続税の計算上、**一定の相続人等については**、一定の範囲内で相続財産から控除することができます。

葬儀費用の立替と精算

葬儀には、「前もって準備万端」ということは、まずありません。段取りや費用のことなど、悲しむ間もなくどんどん進めなくてはならないのが通例です。そのような中であっては、多額の支払いが発生し、喪主の方がそれを立て替え払いするというのは、よくあることといえます。



実際には、その後の遺産分割協議において、香典の精算などを行うことになるでしょう。相続人全員で相続

財産の配分を決めるとともに、葬儀費用の負担割合を決定し、精算を行います。香典で精算できなかった部分は、遺産分割協議が調い、相続財産を配分する段階で精算し返してもらう、という手続きが一般的です。

相続税を計算する上での取扱い

相続税を計算する上での取扱いとしては、葬儀費用を負担した一定の相続人（包括受遺者を含む）は、その人の取得した相続財産から控除することが認められています。

ただし、**控除できる費用と控除できない費用**がありますのでご注意ください。具体的にみていきましょう。



控除できる費用

- 埋葬、火葬、納骨、遺骨の回送等に
必要な費用
- お布施など葬儀に関して支払ったお礼
などの費用
- 葬儀の前後に支払った費用で、通常
葬儀に伴って必要となる費用
- 死体の搜索又は運搬に必要な費用



控除できない費用

- 香典返しの費用
- 墓石や墓地、仏壇、仏具などの購入
費用
- 法要の費用（初七日等）
- 検死費用など特別の処置に係る費用

葬儀は、宗教や地域の慣習により、その様式や所要期間など、実にさまざまです。また、故人の生前の社会的地位によっても、必要となる費用は異なってくると想定されます。

あくまでも上記の表は、どこまでを葬儀費用と認めるかという範囲を示したものに過ぎ

ません。葬儀費用の控除にあたっては、支払いの名称だけでなく、地域や故人の地位などを勘案した上で、葬儀に必要な費用といえるかどうかを、支払い内容にも着目しながらのご判断いただくことが必要となります。

葬儀費用として控除できる相続人等

葬儀費用の負担者すべてが控除できるわけではなく、前述のとおり、『**一定の相続人（包括受遺者を含む）**』に限定されています。

今回のご相談のケースでは、ご相談者が葬儀費用の負担者となった場合に、**相続により財産を取得している『日本国籍を有しており、かつ、日本国内に住所がある』相続人**として、上記の表の「控除できる費用」に該当する部分について、控除することができます。

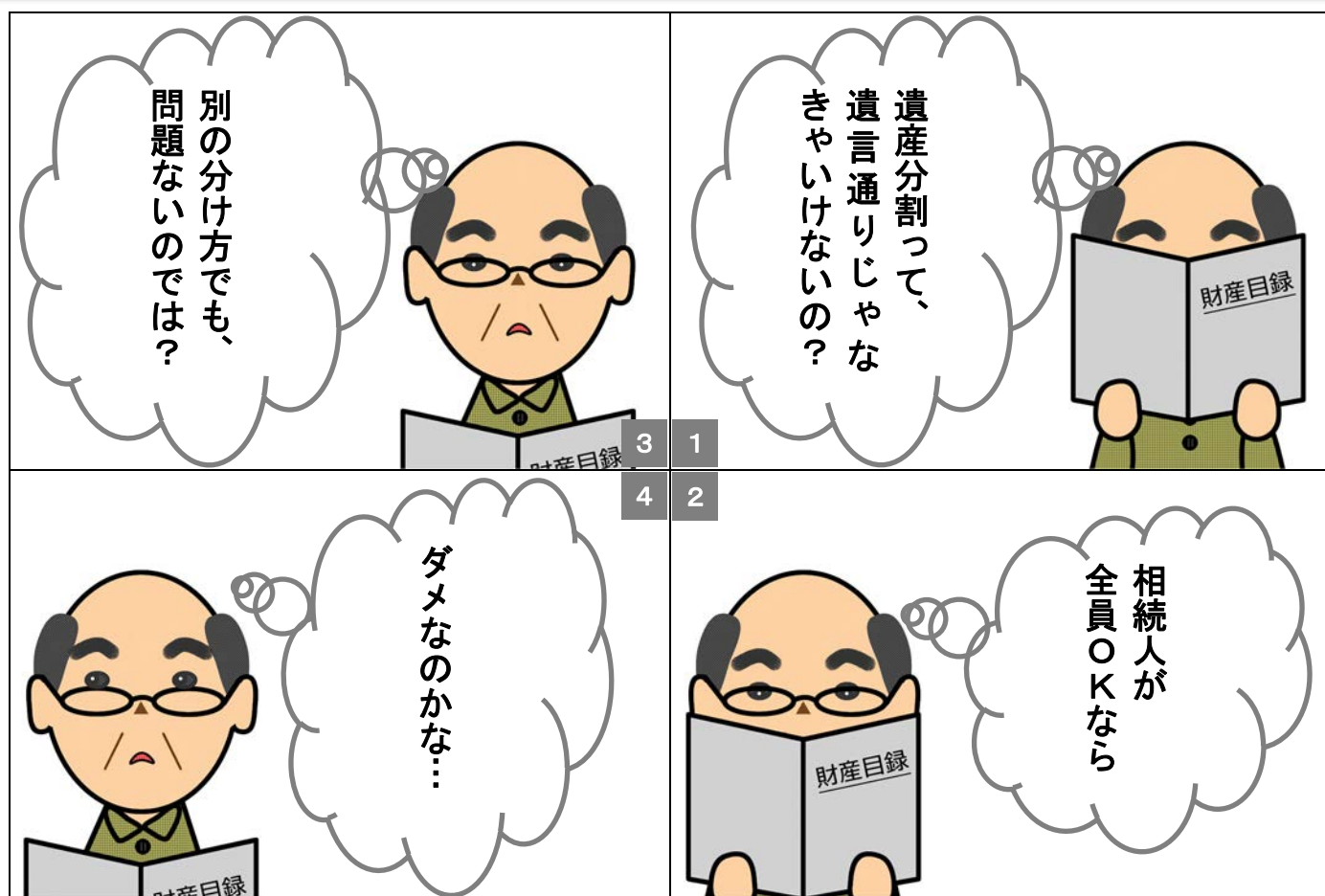


葬儀費用の取扱いや『一定の相続人（包括受遺者を含む）』の範囲等について、詳細をお知りになりたい方は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

<参考> 相法 13、相基通 13-4、13-5 など

自筆証書遺言の検認前の遺産分割協議

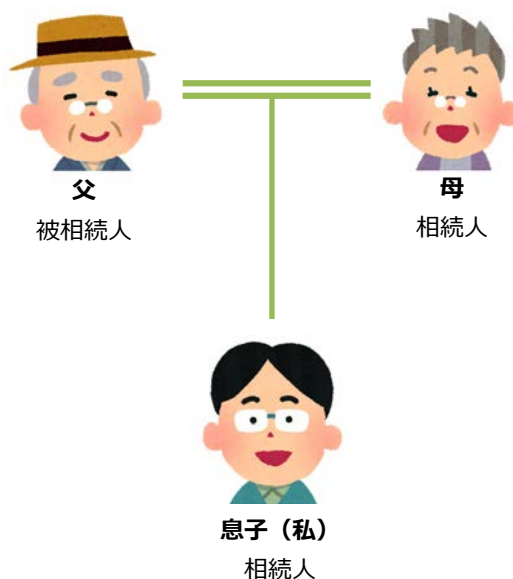
新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、さまざまな手続きに遅れが生じています。今回は相談事例を通じて、自筆証書遺言検認前の遺産分割協議の可否についてご紹介します。



ケーススタディー

父が自筆証書遺言を残して亡くなりました。相続人は、母と私（息子）の2人です。現在、家庭裁判所に自筆証書遺言の検認を申し立てていますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、少し先になってしまう見通しです。

そこで、検認を受ける前に母と私で遺産分割協議を成立させ、不動産の相続登記や銀行の預金口座の引き出し等を進めたいと考えているのですが、可能でしょうか。



一定の場合を除いて、可能です

被相続人が遺言書を作成していても、問題となる場合を除き、相続人全員が、その遺言書の内容を承知した上で、相続人全員が関与して、その遺言書と異なる内容の遺産分割協議を成立させることは可能であり、成立した遺産分割協議は有効であると解釈されています。



では、この「問題となる場合」とは、どのような場合なのでしょう。2つのケースがあります。順にみていきましょう。

問題となる場合 その1

被相続人の遺言書で、遺言執行者が指定され、当該執行者が就任を承諾している場合

民法には、遺言執行者がいる場合、相続人は、遺言の執行を妨げる行為をすることはできずと規定されています(第1013条1項)。



遺言執行者

今回の事例では、現時点では「遺言書の検認手続中」ですので、仮に遺言執行者が指定されていても、未だ就任は承諾していないと思われます。しかし、もし遺言書と異なる遺産分割をするのであれば、念のために当該執行者の了解を得ておくことが望まれます。

問題となる場合 その2

被相続人の遺言書で、相続人以外の人に遺贈がなされている場合

遺言書

家は、息子に、
預金は、妻に。
但し、〇〇銀行の
預金だけは、妹に…



この場合に遺言書と異なる遺産分割をするのであれば、当該受遺者に遺贈の放棄をしてもらわざるを得ません(民法986条)。

問題となるのは、包括遺贈の場合です。民法には、「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。」(第990条)と規定されています。これにより、包括受遺者の遺贈の放棄には民法第915条1項が適用され、「3ヶ月以内」の要件が課されます。放棄を求める場合は、この点にもご注意ください。

検認手続きは進めましょう

これら「問題となる事項」が含まれていない遺言書であれば、今回の事例においても、相続人の2人で遺産分割協議書を作成すれば、相続登記も預金の引き出しも可能かと思われます。

なお、遺産分割協議書を作成する場合であっても、遺言書の検認手続きは別途進められることをお勧めします。検認手続きを取らないと過料の制裁がありますので、ご注意ください(民法第1005条)。

老朽化する賃貸マンションの相続

老朽化する賃貸マンションは、相続が開始する前に処分すべきでしょうか。ケーススタディーを通して、判断基準と計算方法を解説します。

ケーススタディー

私が所有している賃貸マンションは、私の親が相続対策として建築し、私が引き継いだものです。

最寄りの駅から徒歩5分と立地は良いのですが、築45年が経過しており、周辺の賃貸マンションに比べ見劣りします。そのため近年は、周辺の賃貸マンションに比べ賃料を低くすることで、貸室の稼働率を上げてきました。

子供からは「管理ができないので相続発生前に売却してほしい」といわれていますが、売却すると子供が負担する相続税が増えるのではないかと悩んでいます。

まずは、賃貸マンションの相続税評価額と、市場価格について比較検討することをお勧めします。それぞれについて、順に解説します。

賃貸マンションの相続税評価額

賃貸マンションのおおよその相続税評価額は、路線価（又は評価倍率）と固定資産税評価額で算出できます。路線価や評価倍率は、毎年、国税庁から公表されています。また、固定資産税評価額は、毎年、固定資産税の納税者に届く納税書類に記載されています。

ここでは路線価が付されている土地を前提に、計算式や計算例を確認していきましょう。なお、分かりやすくするため、土地の価額を計算するにあたり補正率等は一切考慮していません。

《計算式》

土地の価額：（路線価×土地の面積）×（1－借地権割合×借家権割合）

建物の価額：建物の固定資産税評価額×（1－借家権割合）

※ 借家権割合は30%

※ 路線価及び借地権割合については、国税庁のホームページでご確認ください。

《計算例》

前提条件 土地の面積：500㎡

接道する道路の路線価：300,000円/㎡

建物の固定資産税評価額：50,000,000円

借地権割合：50%

借家権割合：30%

① 土地の価額

$$(300,000 \text{ 円} \times 500 \text{ m}^2) \times (1 - 50\% \times 30\%) = 127,500,000 \text{ 円}$$

② 建物の価額

$$50,000,000 \text{ 円} \times (1 - 30\%) = 35,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{賃貸マンションの相続税評価額} : \text{①} + \text{②} = 162,500,000 \text{ 円}$$

賃貸マンションの市場価格

相続税評価額に対し、賃貸マンションのような収益不動産の市場価格は、収益還元法で計算することがベースになります。収益還元法とは、対象不動産が将来生み出すと期待される収益（収入）をベースとして収益不動産の市場価格を求める手法のことですが、今回は、表面利回り（収入÷投資家の期待利回り）を利用して計算します。

≪計算式≫

賃貸マンションの年収÷投資家の期待利回り

※ 投資家の期待利回りは、物件の所在や築年数等に影響されます。不動産の専門家にご相談ください。

≪計算例≫

前提条件 賃貸マンションの年収：12,000,000 円

投資家の期待利回り：10%

賃貸マンションの市場価格：12,000,000 円÷10% = 120,000,000 円

上記例では、賃貸マンションの市場価格（120,000,000 円）より、賃貸マンションの相続税評価額（162,500,000 円）の方が高くなります。そのため、相続発生前に賃貸マンションを売却した方が、支払う相続税の負担は少なくて済みます。

ただし、実際に比較検討する際は、譲渡所得に関する税金やその他諸費用についても考慮する必要があります。ご注意ください。

新築時には相続対策として効果のあった賃貸マンションも、築年数の経過とともに、賃料収入が減少していくことが原因で、相続税評価額が市場価格を上回ることがあります。特に、駐車場の敷地を広くとっているなど、土地の面積に比べ建物を小さくした場合などは、このような現象が起きやすいと思います。

所有されている賃貸マンションについて、将来の相続に不安のある方は、当事務所までお気軽にご相談ください。



肥満型や痩せ型ではない健康体型を目指そう！

高齢者の肥満は、若年者の肥満と異なる影響を及ぼします。高齢者の痩せ体型も、健康リスクを高めるようです。元気に年を重ねていける健康的な体型維持について考えてみましょう。

高齢者の肥満型が危ない理由、痩せ型がよくない理由

高齢者の肥満は、さまざまな合併症を引き起こします。例えば、身体が重いことによる変形性関節炎や腰痛症などの他、大腸がんや乳がん、糖尿病や動脈硬化性疾患などが挙げられます。これらのリスクは若年層の肥満でも同じですが、高齢者の肥満では、日常生活に必要な運動能力が低下し、転倒・骨折を招きやすく、また、うつ病にも陥りやすくなります。



一般に肥満は認知症のリスクを高めるといわれていますが、それは中年期（45～65歳）に当てはまるもので、高齢者では肥満が認知症の抑制に働くという報告があります。逆に高齢者の場合は、体重が減少して痩せ型になったときに認知症を発症するケースがみられます。元々痩せ型の人よりも、年齢とともに痩せて細身になった場合は、注意が必要です。

どんな体型を目指せばいいの？

体型を表す単位にBMI値があります。これは「体重(kg)÷身長(m)の2乗」で計算できます。体重60kg、身長170cmの人のBMI値は次のように求められます。

$$\text{計算式} : 60 \div 1.7 \text{ の } 2 \text{ 乗} = 20.76$$

BMIの区分では、「18.5～25未満＝普通体重」、「25以上30未満は＝肥満(1度)」、「30以上35未満＝肥満(2度)」とされています。

北海道大学大学院が行った研究では、65歳以上ではBMIが20～29.9の人がもっとも死亡リスクが低く、20未満の人は痩せているほど死亡リスクが高くなる傾向にありました。脂肪やコレステロールを減らした食生活は、血管のしなやかさを保ちにくくする原因にもなります。最近では、BMI値が簡単に測れる体重計もお手頃な価格で販売されていますので、気になる方は用意しておくのもいいですね。

食事制限は逆効果になることも…

肥満になるのを防ごうと食事の量を減らすのは、高齢者には逆効果です。カロリー制限よりも、栄養バランスにしっかりと目を向け、たんぱく質、脂質もきちんと摂ることが大切です。

筋力の低下を防ぐには、筋トレもオススメ。筋トレといってもおおげさなものでなく、

- なるべく階段や坂道を選んで歩く
- 座ったまま、お腹に力を入れて引っ込めたり、つき出したりする動作を5～10回

程度の運動でも、無理なく行うことで筋肉の減少を防ぐことにつながります。



人は誰しも生まれもった体型や体質があります。急に理想の体型を目指すのではなく、少しずつ健康的な体型へ近づき、それを習慣化していくことが、健やかな老年期につながるはずです。